

令和7年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年9月17日（水） 午前11時26分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 長谷川 孝 君 |
| 3番 | 川 村 敏 晴 君 | 4番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 5番 | 山 田 勉 君 | 6番 | 上 村 正 朗 君 |
| 7番 | 鈴 木 一 之 君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 保 健 医 療 課 長 | 押 切 和 美 君 |
| 同 課 国 保 室 長 | 林 洋 一 君 |
| 同 課 国 保 室 副 参 事 | 渡 邊 智 雄 君 |
| 同 課 健 康 医 療 政 策 室 長 | 船 山 幸 文 君 |
| 同 課 健 康 医 療 政 策 室 係 長 | 大 滝 磨 子 君 |
| 同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 長 | 中 川 紀 子 君 |
| 同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 主 幹 | 東 海 林 清 美 君 |
| 同 課 健 康 サ ポ ー ト 室 主 幹 | 田 嶋 真 理 子 君 |
| 介 護 高 齢 課 長 | 土 田 孝 君 |
| 同 課 高 齢 者 支 援 室 長 | 川 村 勇 治 君 |
| 同 課 高 齢 者 支 援 室 副 参 事 | 大 矢 か お り 君 |
| 同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 田 中 加 代 子 君 |
| 同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 参 事 | 志 田 亜 紀 君 |
| 同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 参 事 | 八 幡 英 俊 君 |
| 同 課 介 護 保 険 室 長 | 瀬 賀 由 香 君 |
| 同 課 介 護 保 険 室 係 長 | 石 山 寛 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 太 田 秀 哉 君 |
| 同 課 福 祉 政 策 室 長 | 佐 藤 一 幸 君 |
| 同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事 | 堀 内 さ ゆ り 君 |
| 同 課 福 祉 政 策 室 係 長 | 田 巻 桂 君 |
| 同 課 福 祉 政 策 室 係 長 | 菅 井 洋 子 君 |
| 同 課 総 合 相 談 室 長 | 石 嶋 聡 君 |
| 同 課 総 合 相 談 室 係 長 | 遠 山 恵 子 君 |

こども課長	高橋 朗 君
同課子育て政策室長	長谷部 淳 君
同課子育て政策室主幹	板垣 友紀 君
同課子育て政策室副参事	渡辺 悟 君
同課ことばとこころの相談室主幹	大滝 真理子 君
同課子育て支援室長	小野 由香 君
同課子育て支援室副参事	菅井 学 君
同課子育て支援室副参事	志田 真弓 君
同課子育て支援室係長	高橋 洋樹 君

9 議会事務局職員

局長	内山 治夫
書記	山田 ひろみ

(午前11時26分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第3 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 土田 孝君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 高橋 朗君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

こども課長 それでは、議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。PDFの166ページ、167ページを御覧になってください。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援事業費補助金43万6,000円ですが、児童手当の制度改正に伴うシステム改修費に対する国庫補助となります。

第16款 県支出金

(説明)

こども課長 続きまして、16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、説明欄1、放課後児童クラブ等支援交付金394万6,000円ですが、学童保育所等のサービス拡充の事業に対するの補助金で、今年度新設された県の事業です。歳出でも御説明いたしますが、オンラインによる体験事業の費用に充てる計画で、定率補助ではなく、小学1年生の学童登録児童数143名に対して1名当たり2万7,600円と定額補助となっております。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 19款1項1目特別会計繰入金、説明欄1、介護保険特別会計繰入金1,549万1,000円でございますが、こちらは令和6年度事業費の精算により一般会計へ繰り入れるものです。

第21款 諸収入

(説明)

福祉課長 169ページをお聞きください。21款6項5目過年度収入、第1節過年度収入、説明欄1、過年度生活保護費等国庫負担金483万円でございますが、令和6年度介護扶助費等国庫負担金の精算確定に伴う追加交付となります。

保健医療課長 6目雑入、説明欄1、過年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金921万9,000円となりますが、これは過年度分の精算金となります。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉課長 それでは、歳出について御説明いたします。172、173ページをお聞きください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、社会福祉一般経費24万5,000円になりますが、こちらは地域福祉計画策定のためのアンケートの集計等を障害者就労支援施設に委託するものでございます。続きまして、説明欄2、地域生活支援経費、こちらにつきましても令和6年度補助金精算確定による返還金でございます。説明欄3につきましても、令和6年度交付金精算確定に伴います返還金となります。説明欄4並びに説明欄5につきましても、令和6年度の補助金精算確定に伴う返還金でございます。

介護高齢課長 3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費でございます。アンケート集計等業務委託料24万2,000円と返還金119万3,000円でございます。アンケート集計等業務委託料につきましては、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定前に行う実態調査の調査票の印刷、製本、封入、集計を障害就労施設に委託する委託料のうちの高齢者保健福祉計画分でございます。返還金につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の精算によるものであります。説明欄2、地域包括支援センター運営事業経費、返還金248万1,000円でございます。こちらは、令和6年度重層的支援体制整備事業交付金精算によるものであります。続きまして、説明欄3、生活支援体制整備事業経費、返還金55万3,000円でございます。こちらにつきましても事業交付金の精算によるものであります。説明欄4、介護保険特別会計繰出金、繰出金20万7,000円でございます。こちらにつきましては、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定前実態調査の調査票の印刷等を障害就労施設に委託する委託料のうち、第10期介護保険事業計画の事務費分を特別会計に繰り出すものであります。続きまして、174、175ページを御覧いただきたいと思います。4目老人福祉施設費、説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費、工事請負費453万2,000円でございます。こちらにつきましては、温泉管の詰まりを解消するために、温泉管を改修する工事をするものであります。説明欄2、老人介護施設経費、工事請負費356万8,000円でございます。こちらにつきましては、上海府デイサービスセンターのエアコンが経年劣化により故障したため入替えを行うものと、同じく経年劣化しました上海府デイサービスセンター及び山辺里デイサービスセンターの高圧コンデンサーを入替えする工事費でございます。

こども課長 続きまして、2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費1,707万4,000円ですが、令和6年度の実績による子ども・子育て支援交付金などの精算金となります。説明欄2、子育て事業関連計画策定経費20万6,000円ですが、市内幼稚園から子ども・子育て制度に移行することについての協議があり、こども計画の一部を変更することが必要となったから、子ども・子育て会議を開催するための経費、委員報酬及び費用弁償について計上したものです。2目母子父子福祉費、説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費103万3,000円ですが、令和6年度の実績による精算金でございます。説明欄2、母子家庭等対策総合支援事業経費15万円ですが、令和6年度の実績による精算金でございます。3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費700万ですが、保育園における不時修繕が当初想定されたよりも多かったことから、追加で計上をしたものです。続きまして、説明欄2、児童手当支給経費251万1,000円ですが、令和6年度の実績による精算金でございます。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費621万6,000円ですが、指定管理料187万4,000円は、さんぽく森のなかよし学童保育所の加配職員を1名増員したため、指定管理料を増額するものです。次のオンライン体験活動業務委託料79万2,000円及び機械器具購入費の355万円の増額ですが、先ほど歳入でも御説明いたしました、今年度新設されました新潟県放課後児童クラブ支援交付金を財源といたしまして、市内学童保育所12か所においてオンラインによる体験事業を行うためのモニター機材購入費と体験活動業務の委託料を計上したものです。5目児童福祉施設費、説明欄1、子育て支援拠点施設経費750万円ですが、来年度施行を予定しているグラウンド整備及び駐車場整備に係る実施設計委託料について増額するものです。

福祉課長 続きまして、3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費7,495万2,000円

ですが、令和6年度における被保護者数の給付実績による返還金となります。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 では、4款1項1目、保健衛生総務経費ですけれども、155万5,000円、こちらは公的病院医療提供体制確保事業補助金としまして、村上総合病院より、地域医療提供体制を維持するためには医療スタッフの確保が重要となることから、職種ごとに統一デザインのユニホームを着用することで村上総合病院の愛着や村上市の医療を担う使命感の醸成などにつながり、離職防止にも寄与することを目的としまして、村上総合病院からの要望を受けて予算要求するものとなります。

こども課長 続きまして、2目予防費、説明欄1、未熟児養育医療給付経費28万2,000円ですが、令和6年度の実績による精算金でございます。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(説明)

こども課長 続きまして、160ページを御覧になってください。第3表、債務負担行為の補正でございます。1行目、議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてで御審議いただきました向ヶ丘保育園及びみのり保育園の令和7年度から令和12年度までの指定管理料となっております。限度額は、指定管理者との協定に基づく額となっております。続きまして、2行目、保育園通園バス運転業務委託料についてでございますが、令和8年度分の契約を令和7年度中に締結することから債務負担行為を行うものです。説明は以上で終わります。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

上村 正朗 2項1目児童福祉総務費の説明欄の2、すみません、聞き逃していることばかりで申し訳ないのですけれども、子ども・子育て会議を開催する理由として幼稚園の何とかしておっしゃいましたが、そこをもう一度聞かせてください。

こども課長 理由といたしましては、市内幼稚園から子ども・子育て制度に移行することについて協議がありまして、その関係でこども計画の一部を変更する必要となりました。それに伴う会議費用を計上させていただいたような形となっております。

上村 正朗 幼稚園が子ども・子育て制度に移行するというのは、保育とかそういう、認定こども園とかそういうことなのですか。

こども課長 保育園とか認定こども園ではなくて、幼稚園、あくまでも幼稚園という形で新しい子ども・子育て支援法の制度に乗っかるというふうな形となっております。

渡辺 昌 174ページになるのでしょうか、学童保育経費のところなのですかけれども、オンライン体験活動業務委託料と機械器具購入費、これ補正予算の資料を見ますと硬筆アートデザイン等の体験活動をオンラインで受講、そのためのディスプレイ等購入費となっているのですけれども、県の補助金入っているのですけれども、この事業の趣旨というか、目的というのは何なののでしょうか。教えてください。

子育て支援室長 新潟県の放課後児童クラブ等の支援事業への交付金ということで、目的といたしましては、学童保育所の開設時間内において、先ほど申し上げましたとおり、イン

- ターネット等を利用してリモートで体験活動を行うことによって、学童保育所での生活における児童の生活を充実させるということを目的としております。
- 渡辺 昌 その事業というのは、保護者の要望とかそういうのがあったから、そういうふうになったというふうな理解なのでしょうか。それとも、やっぱり県のほうの子育て支援とか学童保育を充実させることによって、それを子育て支援、あるいは子供たちの想像力というのか、言葉出てこないですけども、そういうのを高めるためとか、何かちょっと曖昧なような気もするんですけども、それ以上の説明ってできないのでしょうか。
- 子育て政策室主幹 この令和7年度から新設されました新潟県放課後児童クラブの支援交付金につきましてなのですが、3本の目的の柱がございます。1つ目が利用負担の軽減という部分、もう一つ、支援の拡充という部分、新たな支援の創出が3番目になっておりまして、これまで村上市におきましては、利用負担の軽減につきましては、第3子までの児童がいる世帯については50%の減免ということで、令和4年から減免の拡充を図っているところであります。ただ、子供たちへの支援という部分に関しまして、やはり近頃の学童を見ますと、子供たちが満足して過ごしているというその満足感を高める必要性が非常にあるのかなという部分を感じまして、今回は、村上市においては支援の拡充ということで、インターネットによる体験活動、これを充実させていくということで事業のほうを選定させていただきました。
- 渡辺 昌 では、県内の自治体の学童保育所では、温度差はあるにしても、おおよそこの事業を取り入れているというような理解でよろしいのでしょうか。
- こども課長 当初から手を挙げている市町村もございまして、今後、村上市も10月以降に手を挙げる予定でおります。正確な数はちょっと今この場で持ち合わせしていないのですが、県内市町村30市町村のうち10以上はもう既にこの補助金を活用していますし、今後も10以上ぐらいはやっぱりこの制度を活用する見込みだと思えます。
- 長谷川 孝 174ページ、175ページかな、上海府デイサービスの工事請負費の関連でちょっとお聞きしますけれども、何年か前に特殊浴槽を設置して、ある程度重度の方も受け入れていると今思うのですが、実際、定員数に比べて利用者数というのはどのぐらいになっているのですか、教えてください。
- 介護保険室長 すみません、詳細な資料は持ってきていないのですが、7割を切っている状況です。
- 長谷川 孝 では、定員数何人で、では7割だと何人ぐらいですか。定員数も分からないの。
- 介護保険室長 定員数は、地域密着型のデイサービスということで18名となっております。利用者数は、月10人ちょっと、平均10人前半、15までいかないぐらいの人数になっていきます。
- 長谷川 孝 指定管理でやっていて、利用料金併設型ですよ、ここたしか。それで、先回も特殊浴槽も、今回もこういうふうな工事、海の近くにあるから、そういう突発的な工事費とかも出るのではないかと思いますけれども、実際どうなのかなというのがちょっと気になるというのか、将来的にどうなのかなというのがやっぱり気になるので、ちょっとお聞きしたのですけれども、7割近ければ、まず順調ということはいいわけですか。
- 介護高齢課長 利用率、稼働率が7割だから順調というのは決して、いろいろな状況があるので、言い切れない部分ではございますけれども、一般的には8割を超えれば順調というようなことが言われているということなので、そういうことで考えると、7割とい

うのが果たしてというところはあるのですが、ただ地域、デイサービスセンターが市内に置かれている状況を見ますと、やはり上海府のデイサービスセンター、周りにはほかのデイサービスセンターがちょっと離れたところにしかないということを考えると、ある程度あの場所にも必要なデイサービスセンターではないかということでは認識はしております。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。

(午前11時51分)

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。

(午後 0時59分)

日程第4 議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 土田 孝君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 高橋 朗君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定の御説明をさせていただきます。13款2項2目民生費負担金、備考欄1、老人ホーム入所者負担金1,545万3,392円ではありますが、やまゆり荘、胎内やすらぎの家の入所者に係る個人

負担金であります。続きまして、備考欄 2、老人ホーム入所措置費負担金1,207万7,957円ありますが、こちらは関川村からのやまゆり荘の入所者に係る措置費であります。説明欄 3から 6につきましては、例年どおりでありますので、省略をさせていただきます。

福祉 課長

続きまして、備考欄 7、説明欄 8につきましては、関川村、栗島浦村との共同設置に係る負担金でございます。

こども課長

次の 2 節児童福祉費負担金ですが、備考欄 1、保育園入園者負担金につきましては、調定額5,863万4,230円に対しまして収入済額が5,861万5,230円で、収納率は99.97%でした。備考欄 2、保育園入園者負担金（滞納繰越分）につきましては、調定額395万4,890円に対しまして収入済額が18万1,700円で、収納率が4.59%でした。備考欄 3、保育園広域入園負担金につきましては、保護者の就労や里帰り出産等で他市町村に住所がある児童が市内の保育園を利用した場合の負担金ですが、6 件ございまして、合計で167万1,930円でした。備考欄 4、一時預かり利用料につきましては、保護者の就労形態により家庭での育児が困難な場合や育児疲れなど私的理由により一時的に児童を預かる事業となります。山辺里保育園、高南保育園、山北そらいろ保育園の 3 施設の一時預かり利用料を市で直接徴収しており、延べ利用者数は590人、収入済額が84万9,900円でした。そのうち、移住交流での延べ利用者数は 4 名、収入済額が8,000円でした。備考欄 5、学童保育所利用料につきましては、調定額2,131万3,700円に対しまして収入済額2,122万6,900円で、収納率が99.59%でした。備考欄 6、学童保育所利用料（滞納繰越分）につきましては、調定額57万7,600円に対しまして収入済額19万200円で、収納率が32.93%でした。備考欄 7と備考欄 8は、例年とおりでございまして、説明は省略します。備考欄 9、子育て世帯訪問支援事業負担金 3 万7,800円につきましては、令和 6 年度より新たに事業を開始した子育て世帯訪問支援事業の利用者負担として、経済状況に応じて負担していただくもので、1 時間当たり300円の負担金があります。4 件ほどございまして、126時間、1 時間当たり300円で、3 万7,800円でございます。

保健医療課長

では、3 目衛生費負担金、説明欄 2 から 5 は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄 6 と 7につきましては、関川村及び栗島浦村からの負担金となっております。

こども課長

次の備考欄 8につきましては、例年どおりでございますので、説明は省略いたします。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

介護高齢課長

14款 1 項 2 目民生使用料、備考欄 1、行政財産使用料103万8,879円ありますが、当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料であります。

こども課長

次の 2 節児童福祉使用料の備考欄 1 から備考欄 3につきましては、例年並みのため、説明は省略いたします。

保健医療課長

3 目衛生使用料につきまして、備考欄 2 と 3につきましては例年どおりのため、省略させていただきます。

こども課長

23ページ、24ページをお開きください。2 項 2 目 1 節社会福祉手数料の備考欄 1 については、例年並みのため、説明は省略いたします。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 保健医療課長 15款1項1目民生費国庫負担金、備考欄1、2、3につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 備考欄4、低所得者保険料軽減負担金3,342万380円ではありますが、介護保険料の第1段階から第3段階に該当する方の保険料軽減分で、国負担分2分の1であります。対象者は6,787人でした。
- 福祉課長 備考欄5になります。特別障害者手当等給付費負担金につきましては、例年どおりとなりまして、負担割合は国4分の3となります。続きまして、備考欄6、障害者自立支援給付費負担金につきましても、障害者サービスに対する国の負担金で、負担割合は国2分の1となります。続きまして、備考欄7、障害者医療費負担金につきましては、同じく負担割合が国2分の1、備考欄8、障害児通所サービス費負担金につきましても負担割合は2分の1、こちら放課後等デイサービス、児童発達支援の利用ニーズが高止まりとなっております。備考欄9、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金につきましては、こちらが国負担が4分の3となっております。
- こども課長 次の2節児童福祉費負担金、備考欄1、児童扶養手当負担金につきましては、例年並みのため、説明は省略いたします。次の備考欄2、児童手当負担金4億9,143万2,998円につきましては、令和6年10月から制度拡充に伴い国の負担割合が増えたことから、前年に比べ約8,000万円の増となっております。備考欄3、子どものための教育・保育給付費負担金1億3,710万7,303円につきましては、認定こども園の村上いずみ園及び市内小規模保育事業所のマイマイ保育園、ゆりかご保育園、認可保育園きらら、あんず保育園、広域入所に伴う児童入園委託料に係る国庫負担金で、負担率は2分の1です。備考欄4、児童入所施設措置費等負担金70万8,433円ですが、母子生活支援施設の措置費に対する負担金で、負担率は2分の1です。備考欄5ですが、例年並みのため、説明は省略いたします。
- 福祉課長 続きまして、3節生活保護費負担金であります。備考欄1、生活保護費等負担金につきましては、生活保護扶助費に対する国の負担金で、負担率は4分の3となっております。
- 保健医療課長 2目衛生費国庫負担金、備考欄1は、新型コロナワクチン接種後の健康被害の認定を受けた方に対する給付費負担金となります。補助率は10分の10です。説明欄2は繰越分となります。
- こども課長 説明欄3は、例年並みのため、説明は省略いたします。
- 介護高齢課長 では、27ページ、28ページを御覧いただきたいと思えます。2目民生費国庫補助金、備考欄1、介護保険事業費補助金19万2,000円ではありますが、令和6年度の介護報酬改定に伴うシステム改修費用への補助金であります。国の補助割合は2分の1であります。続きまして、備考欄2、重層的支援体制整備事業交付金4,366万3,000円ではありますが、こちらにつきましては、令和6年度から事業を開始しております重層的支援体制整備事業に係る部分でございまして、特別会計から総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、そして生活支援体制整備事業を移行したものでありまして、その分の国庫負担であります。続きまして、備考欄3、デジタル田園都市国家構想推進交付金155万2,482円ではありますが、こちらは介護認定審査会の資料のペーパーレス化を進めるためのソフト及びタブレット等導入経費への交付金であります。国の交付割合は2分の1です。

福祉 課長 次に、備考欄 4、地域生活支援事業費等補助金でございますが、障害者が地域の実情に応じた日常生活支援や社会参加支援などを実施する事業に対する国の補助金となり、補助率は国 2 分の 1 となります。続きまして、備考欄 5、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活困窮者自立支援法による任意事業等に対する国からの補助金となり、補助率については 3 分の 2 となります。続きまして、備考欄 6、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、多機関協働による包括的支援体制整備事業の補助金となり、補助率は 2 分の 1 となります。備考欄 7、障害者総合支援事業費補助金につきましては、こちらは繰越明許分になりまして、障害者自立支援給付費審査支払い等システム改修、こちら報酬改定に伴う改修ですが、こちらに対する補助金で、補助率 2 分の 1 となります。

こども課長 次の 2 節児童福祉費補助金、備考欄 1 から備考欄 3 については、例年並みのため、説明は省略いたします。備考欄 4、保育対策総合支援事業費補助金 253 万 5,000 円ですが、これは医療的ケアが必要な園児に対して医療的ケアを行う看護師の配置をした場合に、必要な経費に対する補助金の国負担分です。備考欄 5、子ども・子育て支援事業費補助金 922 万円ですが、児童手当制度改正に係る準備事務費及びシステム改修費に対する国の補助金です。備考欄 6、子ども・子育て支援施設整備交付金 2,298 万円ですが、子育て支援拠点施設への神林学童保育所移転工事に対する国の交付金です。補助率は 6 分の 5 です。備考欄 7、重層的支援体制整備事業交付金 2,828 万 2,000 円ですが、重層的支援体制整備事業交付金のうち、こども家庭センター及び子育て支援センターの運営費用に対する交付金です。備考欄 8、デジタル田園都市国家構想推進交付金 279 万 4,110 円ですが、保育業務支援システムのシステム使用料等に対する交付金です。

福祉 課長 続きまして、3 節災害救助費補助金であります。備考欄 1、被災者見守り・相談支援等事業補助金につきましては、設置しておりました村上見守り支援センター、こちらについての補助となります。令和 6 年 9 月末をもって終了し、国庫補助が 2 分の 1 となります。

保健医療課長 3 目衛生費国庫補助金、備考欄 2 から 6 は、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄 7 は、こども家庭センターに係る人件費となります。補助率は 3 分の 2 です。

福祉 課長 15 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金、備考欄 3、国民生活基礎調査等委託交付金でございますが、こちら国民生活基礎調査の対象地区が山北地域の寒川集落が調査該当となりまして、その需用費に対する交付金となります。続きまして、2 節児童福祉費委託金でございます。備考欄 1、特別児童扶養手当事務取扱交付金につきましては、特別児童扶養手当事務に係る交付金となります。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金、備考欄 1 から 4 につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 備考欄 5、低所得者保険料軽減負担金 1,671 万 190 円ですが、低所得者保険料軽減負担金の県負担分 4 分の 1 であります。続きまして、ページをめくっていただきまして、備考欄 6、埋火葬費用弁償交付金 13 万 9,300 円ですが、身寄りがない高齢者について、墓地、埋葬等に関する法律第 9 条に基づき市が行った火葬等に

	要した費用に対する県の交付金で、1名分になります。
福祉 課長	備考欄7から9につきましては、いずれも国庫負担金と同事業の県負担分となり、負担率は4分の1となります。続きまして、備考欄10、埋火葬費用弁償交付金でございますが、生活保護利用者の扶養義務者が相続放棄等を行い、遺体の埋葬及び火葬を行う者がいないため墓地埋葬法による葬祭を執行した場合に交付されるものです。
こども課長	2節児童福祉費負担金、備考欄1から備考欄4まで国庫支出金と同様のため、説明は省略いたします。
福祉 課長	続きまして、3節、生活保護費等負担金でございます。居住地が明らかでない要保護者などに対して保護した場合の経費を県が4分の1負担するものとなっております。
こども課長	次の2目1節保健衛生費負担金、備考欄1は、例年並みのため、説明は省略いたします。
福祉 課長	16款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金であります。備考欄10、消費者行政推進事業等補助金でございますが、こちら消費生活センターに対する補助金となります。
保健医療課長 介護高齢課長	2目民生費県補助金、備考欄1は、老人医療費に係る県の負担分となります。では、35、36ページでございます。備考欄2から備考欄5につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄6、市民後見推進事業補助金194万1,000円でございますが、成年後見制度の市民後見人の活動を安定的に実施するための体制構築のための補助金であります。備考欄7、重層的支援体制整備事業交付金2,182万4,000円でございますが、先ほど説明させていただいたものの県負担金となります。
福祉 課長	続きまして、備考欄8、重度心身障害者医療費助成事業補助金でございますが、重度心身障害者に対する医療費助成に係る県補助金で、補助率2分の1となります。備考欄9、地域生活支援事業費等補助金につきましては、国負担と同様の県負担分で、4分の1となります。備考欄10、障害者向け住宅整備費補助金につきましては、こちら住宅改修2件分の改修費の補助金となり、補助率は2分の1となります。続きまして、備考欄11、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金につきましては、こちらは身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費の一部を助成し、県が3分の1補助するものでございます。続きまして、備考欄12、ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業補助金につきましては、こちらは独り親世帯の子供の生活の向上を図るために実施した学習支援に係る県補助金となります。補助率は4分の3となります。また、生活困窮者自立支援事業、子供に対する学習支援事業のうち、独り親世帯を対象として実施しております。続きまして、説明欄13、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、こちら国同様の事業でございます。補助率は4分の1となります。説明欄14、灯油購入費助成事業補助金につきましては、昨年度実施しました、エネルギー、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者層に対する支援の交付金となります。補助率は2分の1となります。備考欄15、補聴器使用状況調査補助金につきましては、こちら身体障害者手帳の対象とならない65歳以上の難聴者に対して市が行っている補聴器購入費助成、こちらに合わせまして、県が実施するモニター調査の趣旨に同意し、回答した方について、1人につき3,000円を補助するものでございます。

- こども課長 次の2節児童福祉費補助金、備考欄1、特別保育事業補助金66万8,000円は、未満児保育事業を行う事業所に対する県の補助金となります。備考欄2から備考欄4まで、例年並みのため、説明は省略いたします。備考欄5、子ども・子育て支援施設整備交付金229万7,000円ですが、子育て支援拠点施設への神林学童保育所移転工事に対する県の交付金となります。備考欄6及び備考欄7につきましては、国庫支出金と同様ですので、説明は省略いたします。
- 保健医療課長 3日衛生費県補助金、備考欄1から4は、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄5につきましては、こども家庭センターに係る人件費です。県の補助率は6分の1となります。備考欄6につきましては、予防接種健康被害調査委員会に係る県の補助金となります。補助率は4分の3です。
- こども課長 備考欄7につきましては、例年並みのため、説明は省略いたします。
福祉課長 続きまして、41、42ページをお開きください。16款3項2目民生費委託金、1節の社会福祉費委託金、備考欄2、戦没者遺族等援護事務交付金につきましては、戦没者遺族に関する事務の県からの委託金となります。

第19款 繰入金

(説明)

- 介護高齢課長 では、続きまして45ページ、46ページを御覧いただきたいと思います。19款1項1目特別会計繰入金、備考欄1、介護保険特別会計繰入金3,845万8,789円ですけれども、令和5年度事業費確定に伴う精算繰入金であります。また、令和6年度から重層的支援体制整備事業として行う事業の保険料分も繰入れしております。

第21款 諸収入

(説明)

- 福祉課長 続きまして、47、48ページをお願いします。21款4項1目貸付金元利収入、1節民生費貸付金元利収入、備考欄1、災害援護資金貸付金収入でございますが、令和4年8月3日からの大雨による災害により被害を受けた方が生活の立て直しを図るための資金の貸付けを実施したものの償還金でございます。
- 保健医療課長 21款5項1目、2目につきましては、それぞれの事業に対する受託収入となっております。
- 福祉課長 49、50ページをお願いします。21款6項5目過年度収入、1節過年度収入ですが、備考欄1から5につきましては過年度の精算による追加交付ですので、詳細は省略させていただきます。
- こども課長 次の備考欄6から備考欄12まで、同様に過年度国県支出金の精算に伴う追加分であります。
- 介護高齢課長 では、続きまして53、54ページを御覧いただきたいと思います。21款6項6目雑入、備考欄1、行旅死亡人等遺留金7万8,882円ですが、身寄りのない高齢者の方が令和6年度3名亡くなっておりまして、うち1名の方について、墓地埋葬法9条に基づき市が火葬を行ったものについて、御本人の手持ち金からその費用の一部とするために市が歳入したものであります。備考欄2、介護給付費等収入2,546万8,940円ですが、介護予防ケアプラン作成に係る報酬、4,587件分であります。続きまして、備考欄3、介護人材確保推進事業給付金返還金8万円ですが、市内事業所で3年以上の勤務を条件に支給した給付金について、引っ越しや家庭の

- 事情で3年以上勤務される前に離職された方から返還となったものであります。
- 福祉 課長 備考欄4、生活保護費返還金につきましては、現年度分の生活保護法第63条、78条の返還金等になります。続きまして、過年度分の県障医療費返還金につきましては、高額療養費等の対象になったことにより、過年度分医療費の一部が返還されたものでございます。備考欄6、過年度分生活保護費返還金につきましては、過年度の生活保護法第63条、78条の返還金等になります。備考欄7、行旅死亡人等遺留金につきましては、生活保護受給者等が所持していた遺留金となります。こちらは、葬祭執行費用に充当してございます。続きまして、備考欄8、過年度分育成医療費返還金につきましては、こちらは国保連によります過誤調整による返還金であります。続きまして、備考欄9、過年度社会福祉協議会運営費補助金精算金につきましては、申請者からの返還が遅れたため、出納整理期間を超えて歳入となったものでございます。続きまして、備考欄10につきましても受託事業者からの返還が遅れたため、出納整理期間を超えて歳入となったものでございます。備考欄11、行旅死亡人等遺族負担金につきましては、当方で行旅死亡人等の事務処理終了後に身元が判明し、親族から葬祭費用等の支払いがあったものでございます。
- こども課長 備考欄12から備考欄14は、例年並みのため、説明は省略いたします。備考欄15、過年度分児童扶養手当返還金65万960円ですが、過年度精算に伴う追加分でございます。備考欄16から備考欄17までは、例年並みのため、説明は省略いたします。備考欄18、過年度分児童入所施設措置費返還金1,389円ですが、令和5年度の精算による返還金でございます。備考欄19、工作物等損失補償金185万9,444円ですが、荒川地域の1級河川春木山大沢川災害復旧等関連緊急工事の実施に伴いまして、工事の施工上、ヤードの確保が必要になったことから、下鍛冶屋児童遊園地の現状変更が必要となり、老朽化のため使用していなかったトイレ建物及びプールの撤去に伴う損失補償でございます。備考欄20、ひとり親家庭等就労実態調査協力事務費1万2,900円ですが、第3期新潟県ひとり親家庭等支援計画改定のため県が実施するアンケートの実施に協力した自治体に対する県からの協力事務費でございます。備考欄21、保育園副食費につきましては、調定額2,134万7,980円に対しまして収入済額2,128万9,480円で、収納率は99.73%でございました。備考欄22、保育園副食費（滞納繰越分）につきましては、調定額13万275円に対しまして収入済額1万8,000円で、収納率は13.82%でした。
- 保健医療課長 3節衛生雑入、備考欄5、6につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄7につきましては、新型コロナワクチンの希望価格が当初想定していた金額よりも高くなったことから、その差額について助成金が支給されたものになります。備考欄8につきましては、過年度分の臨床研修医確保支援事業補助金の消費税分の返還金となります。
- こども課長 備考欄9及び備考欄10につきましては、過年度国県支出金の精算に伴う追加の支払い分でございます。説明は以上です。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

- 長谷川 孝 1つだけ教えてください。やまゆり荘の老人ホーム入居措置費負担金というのが、これ関川村分だということなのですか、これ何人分になるのですか。

介護高齢課長 令和6年度当初は4名で、年度末には5名になっております。
 長谷川 孝 今やまゆり荘には何人入所されていますか、全部で。それ今ちょっと質疑できない分なので、いいです。私ちょっと聞きたいのは、個人負担と、それからこの負担金の割合というのですか、個人負担は幾ら、大体みんな収入によって違うのだろうとは思うのですけれども、大体のあれとして、個人負担がどれぐらいで、負担金としてはこれぐらいなのだというのがの平均値みたいなものちょっと分かりませんか。

高齢者支援室長 委員おっしゃられたとおり、個人の収入によって異なっているものですから、平均値がどのくらいというのは、すみませんが、ちょっと押さえておりません。

長谷川 孝 何か出てこないの。

高齢者支援室長 すみません。国が示している基準表はあるのですけれども、今日ちょっとここに持ってきていませんので、今……

長谷川 孝 いや、ないなら結構です。

高齢者支援室長 はい、分かりました。

上村 正朗 では、18ページ、児童福祉費負担金、これ収入未済額はさっきから聞いているのですけれども、収入未済額426万6,390円、保育園の入園者負担金と学童保育所の利用料のほとんど滞納繰越分なのかなと思いますけれども、その辺の内訳ちょっともう一度教えていただければ。426万6,390円の。

こども課長 保育園入園者負担金（滞納繰越分）の未済額は377万3,190円です。あと、学童につきましては、滞納繰越分が、未済額は38万7,400円です。

上村 正朗 その滞納の未済額について、滞納整理というか、しているわけですがけれども、誰がやっているかという、個人名でなくていいのですけれども、こども課の職員がやっているわけですか。

こども課長 学童、保育園の担当職員が行っております。

上村 正朗 保育園のほうは保育の担当の方がやっていたらいいですね。

こども課長 そのとおりでございます。

上村 正朗 すみません。実際にはどのような形で滞納整理というか、やっていたらいいのですか。

子育て支援室長 保育料、学童保育料ともにですが、納入がなかった対象者には督促催告という事務手続を経た上で、おおむね2か月経過した頃には電話での直接の連絡を取って納入を促しております。また、学童保育に関しましては、入園継続の申込みの際には必ず対面で対応するように、通常であれば、継続利用は施設への申込みを受け付けるのですけれども、施設では受け付けず、市役所本庁ないし支所にお越しいただいた上で、継続利用を申込みを受け付けた際に、滞納がありますよねということの確認をした上で納入を促しているというような対応をしております。

上村 正朗 これ副市長のほうにちょっとお尋ねしたいのですけれども、なかなか原課でその滞納分を、ふだんやっている業務と滞納整理というのは非常に違う中身の仕事ですので、市町村によっては収納対策課みたいなところをつくって、市の債権については1つのセクションでやる。ある程度、言い方は悪いかもかもしれませんが、保育料を滞納している方については、ほかの税目も滞納している場合もかなり多いのかなと思うのですけれども、そういう収納対策課みたいな、市税の債権管理、滞納整理みたいなのを一括してやるというような方向での検討というのはなされていないのでしょうか。

副市長 今現在、そういった検討は、実際はいたしておりません。

上村 正朗 やる予定もないですか。

副 市 長 今後、滞納者が多くて、もう非常に滞納整理が厳しいというふうな状況になれば、やるかやらないかも含めまして、これは検討しなければならないものだと思いますけれども、現在そこまでには至っていないという状況でございます。

政 策 監 財政健全化の集中取組期間の取組の中で収納率の向上という取組がありまして、その中で各課の滞納の状況を各課で共有して、お互いにアドバイスし合うというような機会を設けております。例えばこども課のお話も当然共有させていただいておりまして、例えば子供手当のほうから本人に了解を得てお金をそのまま徴収するとか、そういった取組を徐々に進めてきているところがございますので、まずはそういった方面で収納率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

上村 正朗 大変ありがとうございました。やっぱり滞納整理というのは非常に職員にとってはストレスというか、精神的な負荷がかかる。私もやった経験がありますから。税金の収納整理にいるときは、そういうテンションでいますから大丈夫なのですが、ほかの課、児童とか、独り親とか、そういったところでそういう仕事をしつつ、片一方で滞納整理するというのは非常に精神的に大変なのです。そこで今、収納の方法の情報共有も含めてやっていらっしゃるというのは非常に丁寧な取組で、ありがたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。すみません。質問ではなくて申し訳ないのですけれども。

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

上村 正朗 では、28ページの社会福祉費補助金の説明欄の2のところ、重層的支援体制整備事業交付金、これ介護保険の特会から移行してきたということですが、移行して市の持ち出しとか、それは減ったものなのですか、それともそのまま来たとか、何か減ったような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

地域包括支援センター副参事(志田) 地域支援事業から一般会計の重層的支援体制整備事業に移行しましたが、国・県・市の負担割合は変更ありません。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

上村 正朗 では、54ページの上のほう、民生雑入のまず4と6、説明を聞いていて気がついた

のですけれども、例えば4の生活保護費の返還金、63条と78条合わせて837万という
と、かなり額的には多いのかなと思うのですけれども、63条、78条の区別と、あとは、細かくはいいのですけれども、大体どういった内容の返還金、徴収金が出たのか、
ちょっと教えていただければと思います。

福祉 課長 まず、63条につきましては調定額、52件で1,104万3,408円となっております。こちらの63条の主な理由になりますけれども、遡及年金の受給、保険金の解約返戻金などになります。続きまして、78条の件数、調定額になりますが、こちらが9件で405万8,797円となります。こちらの78条返還の主な理由としましては、給与収入の未申告もしくは金額等の虚偽申告という形になっております。

上村 正朗 分かりました。では、続いて9番の過年度の社会福祉協議会運営費補助金の精算金なのですが、返還が遅れたので過年度になっているわけですけれども、社協の運営費の補助金の精算というか、そもそも精算金が発生した理由というか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

福祉 課長 当該年度におきますボーナスカットの部分、こちらがありまして、また庁舎といいますか、管理費につきまして、費用がかからなかった分、こちらの分が返還対象となっております。

上村 正朗 6年度の過年度ですから、5年度のボーナスカット分ということですか。

福祉 課長 5年度のボーナスカット分と合わせて……その部分と、あとは人事異動に係る分の減少分ということになります。

渡辺 昌 すみません。54ページの17番、朝日学童保育所、説明あったかと思うのですけれども、ちょっとぼおとしていてよく分からなかったもので、もう一回説明お願いします。

こども課長 朝日学童保育所の居室に村上岩船地区保護司会の方が入居されておまして、その負担金となっております。

渡辺 昌 19番の工作物等損失補償金についてもお聞きします。

こども課長 1級河川春木山大沢川の災害復旧等関連緊急工事の実施に伴いまして、施工ヤードの確保のため下鍛冶屋児童遊園地の現状変更が必要となり、トイレ建物とプールを撤去した、その補償金となっております。

上村 正朗 すみません。聞き漏れが1つあって、同じ54ページのところなのですが、不納欠損額が153万2,842円あるのですけれども、内容は何かなと思って。1から12の説明欄を見ると、保育園の副食費が滞線分ありますので、そこなかなと思っているのですけれども、ちょっと額的にも大きいものですから、その辺。違いますか。

福祉 課長 この不納欠損額につきましては、生活保護費の返還金部分も入っておりますので、福祉政策室長より答弁させます。

福祉政策室長 このたび不納欠損した金額については、令和元年度の63条の返還金です。7件ありまして、行方不明者等もございますので、元年度の63条返還金の7件分です。

上村 正朗 すみません。こども課を疑って申し訳なかったです。生活保護だったと思わなかったです。不納欠損分については、きちんと債権管理していれば国庫負担金の申請できるわけなのですけれども、それやれるものですか。やれるものだったらやっぱり申請したほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

福祉政策室長 今のところ、まだそこまで追いついていませんので、今年度から債権管理しまして国庫負担を取り返しにいきたいと思っております。

歳出

第2款 総務費

(説明)

福祉 課長 それでは、77、78ページをお開きください。2款1項10目消費者行政費となります。備考欄1、消費者行政経費につきましては、昨年度より約280万ほど伸びておりますが、こちら消費生活相談員2名が完全補充されたことに伴う増となっております。

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長 続きまして、93、94ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、備考欄1、社会福祉費一般経費となりますが、こちら昨年に比べまして増となっておりますが、フードバンク等活動支援補助金並びに貸付金制度創設補助金、こちらの分が増となっております。続きまして、民生児童委員経費につきましては例年どおりとなります。続きまして、備考欄3、行旅病人等支援経費につきましては、行旅死亡人に係る経費となっております。続きまして、95、96ページをお開きください。備考欄4、生活困窮者自立支援事業経費につきましては、住宅確保給付金等の経費となっております。続きまして、備考欄5、福祉総合相談事業経費になりますが、こちら福祉総合相談室の会計年度任用職員等に係る経費となっております。

介護高齢課長 では、備考欄6、介護職員人材確保推進事業経費の2行目、介護人材確保推進事業給付金205万円であります。村上市内の介護事業所に就職する人材を確保するための給付金であります。令和4年度から、働きながら介護福祉士の資格取得者等にも制度を拡充し、14人に給付金を支給しております。続きまして、3行目、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金27万2,000円ありますが、介護職員等のキャリアアップのための研修等の補助金であります。4法人に利用いただいております。続きまして、備考欄7、市民後見推進事業経費234万9,316円ありますが、市民後見制度利用促進のための検討会の委員報酬、市民後見人養成講座を村上市社会福祉協議会へ事業委託をし、実施した費用となります。

福祉 課長 備考欄8並びに備考欄9につきましては、いずれも非課税世帯への給付金となります。備考欄8につきましては、さきに行われた1世帯当たり10万円の給付、備考欄9につきましては、その後実施の3万円の給付というふうになっております。続きまして、97、98ページをお開きください。備考欄11、物価高騰対応重点支援事業経費になりますが、こちらは先ほどの給付金に合わせて行われました灯油購入費助成金となります。こちらは、1世帯当たり5,000円を支給してございます。12の社会福祉協議会助成経費につきましては例年同様となります。備考欄13、物価高騰対応重点支援経費の繰越明許分になりますが、こちらは、令和5年度分からの繰越し分となります。1世帯当たり10万円の給付の対象となります。続きまして、備考欄14、障害福祉費一般経費になりますが、こちらは各種助成費並びに事務経費となります。続きまして、備考欄15、地域生活支援経費になりますが、こちらは昨年とほぼ同額となっておりますが、移動支援の利用者数は減少しております。また、自動車運転免許取得改造費も減少となっております。続きまして、備考欄16、基幹相談支援センター経費となりますが、こちらは例年同様となっております。すみません。若干減っておりますが、会計年度任用職員1名分の人件費、こちらが別な費目、総務管理費のほうからの支出に変更となったため、減少となっております。続きまして、99、

100ページをお開きください。特別障害者手当等経費につきましては、ほぼ前年どおりとなっております。続きまして、備考欄18、障害者自立支援経費につきましては大幅に伸びておりますが、令和6年4月からの報酬改定などにより、障害福祉サービス費、障害児通所支援サービス費で費用が増加しております。続きまして、備考欄19、障害者給付費等審査会経費につきましては、昨年ほぼ同額となっております。備考欄20、発達障害者支援事業経費につきましても、前年同様、相談支援ファイルばすの一との配布等を行っております。備考欄21、障害者自立支援経費、繰越明許分でございますが、こちらは障害者自立支援給付費審査支払い等システム改修の経費となります。先ほど歳入でも触れさせていただきました。続きまして、備考欄22、運営費負担金になりますが、こちらは下越福祉行政組合の市町村負担金となります。おおよそ6,500万から7,000万程度の負担が令和17年度まで続く見込みとなっております。続きまして、備考欄23、地域活動支援センター経費につきましては、ぬくもり工房に係る経費となっております。続きまして、備考欄24、重度心身障害者医療費助成経費につきましては、前年から微減となっております。続きまして、備考欄25、障害者福祉団体助成経費につきましては、手をつなぐ育成会、身体障害者団体連合会補助金となっております。

保健医療課長
福祉 課長

では、備考欄27は例年同様のため、省略させていただきます。

備考欄28、社会福祉総務費職員人件費につきましては、職員18名分の人件費となっております。

介護高齢課長

続きまして、2目社会福祉施設費、備考欄1、ゆり花会館運営経費5,115万1,733円のうち工事請負費2,608万2,380円ですが、受水槽、給水加圧ポンプの取替えで165万5,280円、講堂軒天等修繕工事で952万7,100円、講堂等の空調設備工事1,490万、こちらは繰越明許となっております、機械の前払い金のみになりますが、そちらの金額となります。備考欄2、福祉の森経費につきましては、例年どおりのため、省略をさせていただきます。次に、3目老人福祉費であります、主なものについて説明をさせていただきます。備考欄1、老人福祉費一般経費2,815万1,529円であります。1行目、敬老祝品代は、米寿のお祝い品、村上木彫堆朱のスプースプーンを差し上げているのですが、そちらで117万4,800円であります。2行目、長寿祝金は、100歳になられた方に差し上げるお祝金で、お一人当たり10万円を差し上げているのですけれども、そちら43人分で430万円となります。備考欄2、生きがい活動支援経費15万8,405円ありますが、こちらはハッピーボランティアポイントに係るプリペイドカードの作成料になります。備考欄3、老人クラブ活動支援経費と備考欄4、高齢者就業機会確保経費につきましては、例年のとおりなので、省略をさせていただきます。続きまして、103、104ページをお開きください。備考欄5、避難行動要支援者支援経費166万3,435円ありますが、そのうちの3行目、通信運搬費64万4,884円、災害時に自力で避難することが難しく、避難支援を必要とする高齢者や障害者などの避難行動要支援者の名簿を外部に提供することにつきまして同意確認を行う際にかかりました郵送料でございます。5行目、個別避難計画作成委託料67万9,800円でございますが、個別避難計画作成のために、市内のケアマネジャーに作成を委託しております、その提出のあった分206件に対する委託料であります。備考欄6、介護支援経費6万3,000円については、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄7、高齢者生活支援経費1,871万3,717円ありますが、主なものについて御説明させていただきます。6行目の緊急通報システム運営業務委託料325万

6,935円ですが、こちらシステム設置につきましては、独り暮らしの高齢者世帯、高齢者のみで構成する世帯、重度障害者世帯等が対象となりまして、令和7年3月末現在で88台の設置となっております。8行目、外出支援サービス委託料286万2,720円ですが、251人の方に24枚つづりの利用券を交付いたしていただきまして、4,482枚御利用いただきました。10行目、軽度生活援助サービス委託料536万1,000円ですが、こちらはおおむね65歳以上の独り暮らしまたは高齢者のみ世帯の方で、日常生活上の援助が必要と認められる方にホームヘルパーを派遣する事業でございます。59人で延べ2,523回の御利用がありました。続きまして、15行目、高齢者向けエアコン設置費補助金50万円ですが、こちらのほうは設置10件という実績でございます。備考欄7については、以上で終わらせていただきます。

保健医療課長
介護高齢課長

備考欄8は、老人医療費助成対象者の経費となっております。

では、続きまして備考欄9、老人保護措置経費ですが、そちらにつきましては例年どおりなので、省略をさせていただきます。

保健医療課長
介護高齢課長

備考欄10は、例年どおりのため、省略させていただきます。

備考欄11、介護予防サービス計画経費につきましても、例年どおりのため、省略をさせていただきます。備考欄12、地域包括支援センター運営事業経費23万4,000円、備考欄13、生活支援体制整備事業経費263万230円ですが、こちらは重層的支援体制整備事業の開始に伴いまして、介護保険特別会計から移行した事業でございます。備考欄14、物価高騰対応重点支援事業経費1,003万1,000円ですが、物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐための事業でございます。43法人に対して支援金を交付いたしました。

保健医療課長
介護高齢課長

備考欄15は、例年どおりのため、省略させていただきます。

備考欄16、介護保険特別会計繰出金、備考欄17、老人福祉職員人件費につきましては、例年どおりなので、省略をさせていただきます。備考欄18、地域包括支援センター運営事業職員人件費、備考欄19、生活支援体制整備事業職員人件費は、先ほども申しましたけれども、重層的支援体制整備事業の導入に伴いまして介護保険特別会計から移行しました職員人件費でございます。続きまして、4目老人福祉施設費につきましては、工事請負費について説明をさせていただきます。105ページ、106ページ、一番下のところでございますが、老人福祉センターあかまつ荘経費のうち工事請負費24万2,000円は、あかまつ荘図書室のエアコンの取替え工事でございます。備考欄3、老人ホーム運営経費のうち工事請負費353万5,400円につきましては、養護老人ホームやまゆり荘の地下タンクのライニング工事であります。備考欄4、老人介護施設経費のうち工事請負費1,178万1,000円につきましては、デイサービスセンターきわなみ荘休養室系統の空調設備改修工事と上海府デイサービスセンターの和室の空調機取替え工事と並んで灯油タンクの取替え工事にかかった工事費でございます。

こども課長

2項1目児童福祉総務費、備考欄1、児童福祉費一般経費1,297万4,766円ですが、主なものは、ひとり親家庭等応援便事業委託料の372万7,265円、その他、返還金657万3,000円で、令和5年度の精算金のために支出しております。109、110ページをお開きください。備考欄2、ことばとこころの相談室経費2,066万62円ですが、主なものとしましては、ことばとこころの相談室で療育指導員4名及び療育指導員助手2名の計6名分の会計年度任用職員を雇用した経費と相談室の維持管理経費です。備考

福祉 課長
こども課長

欄3、こども家庭センター事業経費1,019万1,245円ですが、令和6年度から開設したこども家庭センターの家庭相談員2名及び事務補助1名の会計年度任用職員を雇用した経費と育児・家事援助委託料となっております。備考欄4、子育て事業関連計画策定経費654万9,050円ですが、令和7年度を始期としましたこども計画策定のため、子ども・子育て会議を4回開催した委員報酬と、各種計画策定業務等委託料621万5,000円は、同計画策定のための支援委託の経費となります。備考欄5、物価高騰対応重点支援事業経費225万8,700円ですが、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響により、現在の給食水準や施設環境の水準を維持することが厳しい状況にある中で、引き続き安全・安心な給食水準、施設環境水準を維持するため、食材費及び光熱水費の物価高騰相当分を私立保育施設等に支援した事業となります。

備考欄6、特別児童扶養手当経費につきましては事務経費となります。

備考欄7、児童福祉総務費職員人件費及び111ページ、112ページにかけての備考欄8、ことばとこころの相談室職員人件費は、例年どおりですので、説明は省略いたします。2目母子父子福祉費、備考欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費2,871万1,458円ですが、母子、父子家庭に対して医療費の助成を行った事業で、令和6年度末現在の対象者数は360世帯、896名となっております、前年度より対象者は11世帯、34人の減少となっております。備考欄2、児童入所施設措置経費141万2,384円ですが、母子生活支援施設に入所した1世帯分の措置費となります。備考欄3、児童扶養手当経費1億7,803万1,525円ですが、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の家庭に対して生活の安定と自立を促進するために給付するものであり、給付額は1億7,780万4,610円、支払い対象者は延べ6,201件でした。備考欄4、母子家庭等対策総合支援事業経費384万2,000円ですが、高等職業訓練促進給付金252万6,000円を3名に給付し、令和5年度の国庫補助金の返還金で136万6,000円を支出しております。3目児童措置費、113、114ページにかけての備考欄1、保育園運営経費12億3,256万1,725円ですが、主な経費として、保育園の会計年度任用職員に係る人件費としての報酬3億5,134万5,598円をはじめとした保育園に勤務する会計年度任用職員の人件費と、113、114をお開きください。上から6段目にあります指定管理料4億9,974万2,170円は、あらかわ、向ヶ丘、みのり保育園の3園の指定管理料として、またここから13段下にあります工事請負費6,366万4,480円は、主なものとしましては、山北そらいろ保育園の床暖房用機器の取替え工事や向ヶ丘保育園の給湯器更新工事などでした。備考欄2、通園バス運行経費6,872万1,012円ですが、村上地区2台、荒川地区1台、朝日地区4台、山北地区5台、計12台の通園バスに係る経費であります。主な経費といたしましては、運転業務委託料で4,492万1,470円、機械器具購入費、通園バスの購入費ですが、こちらのほう1,311万8,981円、公用車リース料として555万3,988円であります。備考欄3、統合保育園整備事業経費21万2,700円ですが、村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会を年4回開催した委員の報酬及び費用弁償となっております。備考欄4、子育て支援センター事業経費3,007万8,651円ですが、市内7か所で実施し、延べ利用者数は1万6,685名となっております。経費としては、指定管理等を除く直営3施設に係る費用で、主なものは、勤務する会計年度任用職員の人件費であります。115、116ページをお開きください。備考欄5、一時預かり事業経費1,316万1,714円ですが、直営または委託により、私立も含め市内9か所で実施し、公立の延べ利用人数は781名となっております。主な経費としましては、指定管理を除く直営3施設に係る費用で、

主なものは、勤務する会計年度任用職員の人件費であります。備考欄6、幼児の体力向上事業経費103万4,550円ですが、令和6年度も前年と同様に11園の対象児童を年長児のみとして、年7回の運動遊びの実施と年1回の体力測定を各地区の総合スポーツクラブ等に委託し、実施したものでございます。備考欄7、認定こども園運営事業経費1億414万8,080円ですが、主なものとしましては、認定こども園である村上いずみ園における一時預かり事業の委託料369万2,200円、施設運営に対する給付の施設型給付費負担金9,782万1,880円、子育て支援センター事業補助金234万8,000円であります。備考欄8、地域型保育事業運営経費1億4,944万6,850円ですが、主なものとしましては、マイマイ保育園、ゆりかご保育園、認可保育園きらら、あんず保育園における運営に対する給付の地域型給付費負担金1億4,810万9,850円あります。備考欄9、病児保育事業経費4,653万2,102円ですが、主なものとしましては、あらかわ病児保育センター及びむらかみ病児保育センターに係る指定管理料で3,127万2,144円となっております。また、医療法人佐藤医院が運営するあさひ病児保育室に対して、運営費に対する補助金1,491万2,000円を支出しております。備考欄10、子育てのための施設等利用給付事業経費2,106万3,190円ですが、これは村上幼稚園と村上いずみ園に対する給付で、主に村上幼稚園利用者に対する利用料と預かり保育利用料の無償化に係る給付で、対象者は73名でございました。備考欄11、私立幼稚園運営経費178万5,600円ですが、主なものとしましては、実費徴収に係る補足給付事業補助金で115万2,600円となっております。備考欄12、児童手当等支給経費6億6,323万750円ですが、児童手当として6億5,992万円を支給、支払い対象者数は延べ5万5,204件でございました。備考欄13と備考欄14は、例年並みですので、省略させていただきます。4目学童保育費、備考欄1、学童保育経費1億6,242万100円ですが、主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬の8,521万5,126円など人件費と、神林学童保育所とさんぽく森のなかよし学童保育所の指定管理料で5,224万7,837円でした。5目児童福祉施設費、備考欄1、屋内遊び場経費1,234万351円ですが、主なものとしましては、施設管理を行う会計年度任用職員に係る人件費と窓口受付及び清掃の業務を委託した施設管理業務委託となっております。備考欄2、児童遊園施設経費34万7,224円ですが、児童公園に係る水道料、遊具の修繕などが主なものとなっております。119ページ、120ページをお開きください。備考欄3、子育て支援拠点施設経費7,501万9,569円ですが、主なものとしましては工事請負費6,636万1,350円で、休憩スペースの設置、神林学童保育所の移転に伴う空調等の整備、2階トイレの改修、子育て支援センター園庭整備の整備費が主なものとなっております。

福祉 課長 続きます。3款3項1目生活保護総務費、備考欄1、生活保護経費並びに備考欄2、生活保護総務費職員人件費につきましては、例年と同様の内容となっております。また、次の3款3項2目の扶助費につきましても内容的には前年と同様となっております。なお、申し訳ございません、ちょっと戻りますが、前の段の流用16万6,000円につきましては、電算業務委託料に伴う予算流用となります。続きます。3款4項1目災害救助費になりますが、こちら備考欄1、災害救助経費228万2,046円につきましては、令和4年8月3日からの大雨災害に係る支援物資給付費等に係る国庫支出金の返還金となります。

分科会長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

(午後 2時14分)

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。

(午後 2時25分)

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 では、4款1項1目、備考欄1、2、3につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。

福祉課長 備考欄4、精神保健経費につきましては、精神障がい者家族会への補助金となります。

保健医療課長 備考欄5につきましては、会計年度任用職員人件費や妊娠届出時と出産後の応援金に係るものとなります。備考欄6は、物価高騰対応としまして、市内で入院機能を有する4医療機関、村上総合病院、村上はまなす病院、山北徳新会病院に対し、エネルギー価格高騰に対し支援したものです。続きまして、備考欄9につきましては省略させていただきます。2目予防費、備考欄1につきましては、会計年度任用職員の人件費や、特定健診やがん検診の委託料などの経費となります。備考欄2は、主に歯科健診に係る委託料となっております。備考欄3につきましては、新型コロナワクチン接種が定期接種に位置づけられたことや、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金により、前年度より増額となっております。備考欄4につきましては、自殺予防行動計画策定のため、自殺予防対策検討委員会を例年より多い3回実施いたしております。備考欄5につきましては、令和5年度の繰越し分となっております。

こども課長 備考欄6につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。

福祉課長 備考欄7につきましても例年どおりとなっております。

こども課長 備考欄8についても同じく例年どおりですので、説明を省略いたします。

保健医療課長 備考欄9の母子保健経費ですが、令和6年度から新たに1か月児健康診査費用助成や妊産婦のための交通費及び宿泊費助成、乳幼児おむつ用品購入券支給により前年度より増額となっております。備考欄10、11は、例年どおりのため、省略させていただきます。続きまして、4款1項5目保健衛生施設費は、朝日保健センターに係る経費となっております。7目診療所費につきましては急患診療所経費で、主に医師、看護師、医療事務や医薬材料費に係る経費となっております。

第11款 災害復旧費

(説明)

こども課長 飛びまして、221ページ、222ページをお開きください。11款5項1目民生施設災害復旧費、備考欄1、8.3大雨災害児童福祉施設災害復旧費、事故繰越し分647万9,000円ですが、荒川地区にあります貝附第1児童遊園地の災害復旧工事として実施しておりました。以上で説明を終わります。

鈴木分科会長 これから歳出の質疑に入る前に、歳入のことについて、介護高齢課長、お願いします。

介護高齢課長 申し訳ありません。歳入のときに、やまゆり荘の入居者の人数ということで長谷川

委員から御質問があった件についてお答えをいたします。現在の入所者数は23名でございます。その内訳といたしまして、村上市の方が19名、あと関川村からの方が4名というふうになっております。以上です。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

- 上村 正朗 では、第2款総務費、1つだけ教えてください。77、78で消費者行政費なのですが、消費者のこれ、市民課から福祉課に行ったのが6年度ですか。目的を持って福祉課のほうに移管したのだと思いますけれども、移管してどうだったのか、その辺、振り返りをちょっとお聞かせいただければと思います。
- 福祉 課長 令和6年度から消費生活センターが市民課から福祉課のほうに移動してまいりました。目的としましては、市民の方の総合相談業務を一元化しようとして移行させたものでございます。おかげさまで、事務所も移行しまして一元化がなされまして、様々な各種相談が、垣根なしにいらっしゃって、今現在も進んでおります。私ども見えなかった効果としましては、逆に生活相談とか、今まで困窮とかのいろんな相談に来られた方の原因が消費生活の部分、特に特殊詐欺とかそういった部分にも影響しているというのが分かってきて、ともにその相談内容を相互共有することで速やかに警察機関への移行であるとか、そういった形での解決方法が図られているということを実感しております。

第3款 民生費

(質 疑)

- 川村 敏晴 それでは、98ページの社会福祉協議会助成経費について、これ一般質問もなされたことではあるのですが、所管でありますし、今回の決算について、まずさきの一般質問のほうで運営費に非常に苦慮しているというふうな内容の質問が上がってございました。訪問介護、デイサービス事業が全国的に大変だというふうな中で本年度決算上がっていますが、特に事業運営についての問題点はなかったかお聞かせください。
- 福祉 課長 こちらの決算につきましては、社会福祉法人村上市社会福祉協議会の会計部門において、法人運営部門になります。先般の一般質問等で捉えられていた部分につきましては主に介護事業部門になりまして、会計区分は明確になされている部分になります。ただ、こちらのほう、社会福祉協議会自体が会費納入費が非常に下がってきているということが問題点となっております、前年度までは返還金等生じていたのですが、令和6年度につきましては満額もうその補助対象となっていると。この傾向については今後も続くものというふうにご考えております。決して楽な運営ではないということでございます。
- 川村 敏晴 今後この状況が簡単には元に、元というのか、戻らないというふうな前提の中で、我々から見ると、社会福祉協議会、行政と民間というのか、共同で運営されていていっているもので、福祉事業、特に介護だとかについては民間の進出よりも先んじてモデルケースに運営してきたものというふうに理解しているわけなので、その上でもしっかりとした体制を維持することを示すことが行政の責任でもあろうと、そんなふうにご考えているのですが、これからの運営について、今回の決算を反省して、どの

ような対応を取るべきか、その辺、念頭にあるところをお答えいただければありがたいなと思っております。

福祉 課長 社会福祉協議会さんにつきましては、委員からありましたとおり、先んじて様々な介護事業等に手をつけていただいております。この合併した村上市におきましてどうしても発生しますのは、僻地地域であったりとか人口減少地域での介護部門がございます。ただ、高齢者人口も減少している中で、それを全て解消するというのは難しいと考えております。つきましては、私どもは今内々に投げかけているのは障害部門、障害者につきましてもいろんな地域に多数おりますので、そういった部門にアシストしてもらえないか、また様々な今委託事業を展開しておりますので、そういった部分の拡充ができないものか、そういったもので支援になるのであれば、支援と併せて住民サービスの向上を図っていければというふうに考えております。

川村 敏晴 なかなか厳しい予算の中ではあると思っておりますけれども、いろいろ工夫をしながら、時代に合った福祉政策を続けていってほしいと思っておりますが、補足ありましたら、副市長、一言お願いできればと思います。

副 市 長 特に補足ということはございません。今福祉課長申し上げましたとおりです。いろいろな分野で社会福祉協議会さんには村上市の、この市内の福祉行政全般、介護も含めてですけれども、担っていただきたいというふうに考えておりますので、村上市といたしましてもできる限り支援してまいりたいというふうに考えております。

川村 敏晴 ありがとうございます。そのような方向でぜひとも御尽力賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

長谷川 孝 今の社協のところなのですが、合併当時は内部留保というのが7,000万か8,000万ありましたよね。それが、結局食い潰してしまったのか、その金額の残高が年度によって推移していった。その推移していった金額の推移というのは分かりませんか、今。

福祉 課長 正確な数字は押さえておりませんが、私がお聞きした話ですと、ある一定年度までは留保金というのは積み重なっていったというふうに聞いております。ただ、デイサービス事業の落ち込みと併せて社会福祉協議会が過去に採用した人件費等が高騰していった。そこが相殺されていって、だんだんその留保金はなくなって、今はもうほぼないというふうにお伺いしております。

渡辺 昌 老人福祉全般なのですが、私も還暦過ぎて社会的には高齢者の中に入るかなと思うのです。それで、今老人クラブ自体の減少、あと入会される方が大変少なくなっているという話になると、老人クラブって名称が悪いのではないかという話必ず出てくるのです。条例とか法律の関係でやはりその「老人」という言葉を別に置き換えるのはなかなか難しいのは分かるのですけれども、この決算書を見ても「老人」という言葉と「高齢者」という言葉ごっちゃというか、多少は使い分けしているのでしょうけれども、混在しているわけです。もう何かその辺が大変違和感ありまして、直せるところは「高齢者」に置き換えて、実際「高齢者」となっている項目もあるわけですので、直せるものは直していくような取組って、副市長、できないのでしょうか。

副 市 長 ちょっと正確なところは分かりませんが、老人クラブという呼び名、呼称については、法律上定まっているのかな。そういうことで、法律に合わせた名称にしているということですので、そこは御理解いただきたいと思っておりますが、例

えば各町内で老人クラブというふうな名称ではなくて、私どもの町内だったら福寿会とか、何とか会だとかって、老人クラブというふうには呼ばない名称、呼称もごぞいますよね。そういったことで、この老人クラブという呼び名が原因で加入者が少ないのかどうかというふうなのは、それぞれの自治会の工夫なのではないかなというふうに思います。私ども行政側としましては、先ほど申し上げましたように、もとの法律が、呼び名がそういうふうになっているので、そこに合わせているということで御理解いただきたいとします。

渡辺 昌

市のレベルで直せるものであれば、言葉をそうやって置き換えていったほうがいいのかと思いますので、よろしくお願ひします。

上村 正朗

では、私も同じところ、102ページの老人クラブの活動支援経費、大体同じぐらい、毎年度恐らく680万ぐらいの予算も投入していただいて支援していただいていると思うのですけれども、クラブ数で見ると、令和3年が110クラブ、連合会加入組織のみですけれども、村上市で令和3年度で110あったクラブが、令和7年度で74。会員数が令和3年度4,500人あったのが2,784。やっぱり地区ごとで非常に結構ばらつきがあって、神林、朝日は減っていることは減っていますけれども、そんなに減り方は少ないのですけれども、やっぱり村上、荒川、山北、山北は11あったクラブが今3。405の会員数が今78という、非常に地区ごとの格差もあるかと思うのですけれども、やっぱりこの老人クラブ、名称もさておき、老人クラブというか、65歳、高齢者が集う場の必要性とか、あとはどういう活動をしていったら本来の役割を果たせるのか、やっぱり老人クラブ自体も非常に困っていると思うのですけれども、市のほうとしても一緒に考えていただければなど。毎年かなり巨額といいますが、700万近い予算も出しているわけですので、ぜひクラブが活性化できるように、ちょっと一緒に考えていただけるとありがたいなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

介護高齢課長

老人クラブ、ちょっとそういうふうに言っているのかというのもあるのですけれども、に対する現在の市の助成といたしましては、やはりお金による支援ということが主となっております。法的なものを見ますと、老人クラブ自体はやはり会員本位の自主的・民主的な運営をするというようなことがうたわれておりますし、また国とか地方公共団体の支援を受けるというようなことが書かれていますので、一応それに基づいて今の体制を取らせていただいていることだと思うのです。確かに委員おっしゃるように団体数も減り、会員数も減るということで、先ほどお名前がという御意見もありましたし、やはり世の中の皆さんの生活スタイルが変わってきている部分も正直あるのかなんていうのを思っております。今後、その老人クラブに対しての支援ということで計画でもうたっておりますので、何ができるかとかも含めて研究をしてまいりたいとします。

上村 正朗

よろしくお願ひします。

鈴木分科会長

大変お疲れさまであります。私、100ページの障害者自立支援経費等々の中身ですが、現状というか、サービスを利用している方とか希望している方の実態というか、実態調査とか、各事業所等々を回りながら、今お願ひをしている、希望されている人たちの必要数とか把握、そういったことを現状、把握されておりますでしょうか。いかがでしょうか。

福祉 課長

現場のことになりますので、ちょっと福祉政策室の田巻係長より答弁させます。

福祉政策室係長（田巻）

サービスについてのニーズということになるかと思うのですけれども、

そのニーズについての調査については、障害福祉計画等作成するときのアンケートなり、あとはふだん実際の現場での希望、どういったことを望んでいるかということについては、それぞれの相談支援事業所あるいは障害福祉サービスの事業所などから自立支援協議会の各部会などを通してお聞きしている、またはその障害相談支援事業所への基幹相談支援センターの相談員が巡回相談ということで、年に2回、7事業所ありますけれども、そちらのほうに出向きまして、ふだんの相談での状況、あるいはこの圏域に必要なサービス、そういったものを含めて情報を吸い上げていると。それをまた部会、協議会にまた戻って、そこで検討するというような形で戻っております。

鈴木分科会長 中にやっぱり事業所間でも、サービスを利用したくても、受入れ態勢の中で、またなかなか施設との利用者の方で、行政ともなのですが、ちょっと乖離状態というか、少しその間隔があるようなことを聞いておりますので、できますればやはりそこ辺りも確認していただきながら、必要に応じた形の中で施設利用等々もまた相談に乗っていただきながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思いますが、福祉課長、お願いいたします。

福祉 課長 私ども、一昨年から職員も出向くようにしております。そういった中で細かなところをちょっとお伺いしながら、今のような乖離の部分埋めていければと考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

鈴木分科会長 先ほど来、老人クラブ等々という話で、敬老会も終わって今現状に戻っております。高齢化率も増えているという状況の中で、やはり高齢者の方も実際アルバイトとか就労していかねばねということ。一生懸命その辺りの職業選択もしている中で、まさにシルバー人材センターのところに問い合わせをされる方もおられるということですが、今の現状の中でお願いをしながら、そこである程度、紹介も含めた形の中で、今の現状ですか、私も知り合いの方がそういうことで問い合わせたのですが、なかなかその中で思うようにならないというところもあるということでありまして、その点でどのような格好であるのか、今の現状も含めまして何とか対策的に応援していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

介護高齢課長 シルバー人材センターにつきましては、補助金を支出させていただいております。そちらのほうでの支援ということとをさせていただきますとともに、具体的なシルバー人材センターさんの事業に対する私ども介護高齢課からの何かのサポートというのは、正直なところ、今のところはないような状況でございます。それで、今分科会長がおっしゃっている支援というのは、具体的にちょっとあれですか。すみません。

鈴木分科会長 要望というか、そちらにおきましてどうだかって問い合わせをしたのですが、その中でも前向きに答えていただくとか、確かにその1つの事業所等々に希望しているのですが、現状その中で調整をしていかなければならないとか、もちろんそれは調整しなければなのですけれども、それに対しての会話というか、お話がなかなかちょっと思うようにならないところもあって、その辺りも、やはり待っている人たちもおるし、勤められる可能性もあるところであるものですので、その辺りも事情とかもろもろとかということをお話ししていただければ、ある程度安心してやれるのかなということでありまして、その辺りの御指導というか、そこら辺りも含めまして介護高齢課長のほうから何かありますでしょうか。

介護高齢課長 その辺につきましては、なかなか意思疎通が密に図られているかということ、そうい

うところがない部分もございますので、今後ちょっと人材センターさんの事務局のほうにもお話をお伺いしながら、市のほうでも何か支援というか、取組ができることがあるかどうか考えてまいりたいと思います。

鈴木分科会長 私一人でしゃべっているのであれですが、114ページの通園バスの運行についてですが、前にも私ちょっとお話をさせていただいたのですが、通園バスに、スクールバス等々だったら安全ベルトとか、いろいろそこら辺というのは、安全とされているのですが、通園バスにおいては、何か安全シートというか、そういうのがついていないように伺っているのですが、何か規格とかでそれはいいのですよというような話を以前伺った経緯があるのですが、高速等々にも走ることもありますし、そういうときに対してその安全装置というか、シートベルトなり、ああいうのが通園バスに関してちょっと見当たらないところがあると思うのですが、いかがでしょうか。

こども課長 たしかシートベルトがなかったような形だと思うのですが、ただ通園バスにつきましては子供、要は大きさに合わせた椅子に乗っていただいて運行しているような状況で、安全的には問題ないのかなというふうには考えております。

鈴木分科会長 以前私もちょっと問いかけたときには、規格とかに特にそこまでうたわれていないとかということをお聞きしたのですが、実際やはり通常の道を走っていても、急ブレーキとか入ると、やはりそのときに転んでとか、やはり高速もたまに園の授業等々で行くこともあるもので、その辺り大丈夫なのかなと思っておるのですが、大丈夫なのでしょう。

こども課長 今も高速道路の利用の話も出たのですが、最長でたしか新潟市ぐらまでしか行かないかなと思いますので、高速の利用はほぼないかなというふうに考えております。あと、今ほどのシートベルト等のお話につきましては、ちょっと私らも理解不足のところがありましたので、今後ちょっと内容について精査といいますか、もう一回よく検討して、必要な措置を取っていききたいというふうに考えております。

鈴木分科会長 私どものところの事業所というか、送迎等々にもやはりチャイルドシートとかそういうのが、基本的にそれをつけて運行しろということで私も徹底させていただいておりますもので、それが園バスになると、その概念というか、そこら辺りの安全性も含めて大丈夫なのだよということであれば、それに託したいと思っておるのですが、その辺りちょっと調べてみたりしておりまして、その辺り大丈夫なのかなと思ったものですので、今後その辺りも含めて検討していただきながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。課長としてその辺りいかがでしょうか。答弁もいただければ安心します。

こども課長 繰り返しになりますが、座席自体はチャイルドシートとかジュニアシートが要らない設計のものになっております。私らもちょっと理解不足もあったので、内容をよく確認して、交通安全に留意するような形で対応していききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木分科会長 お願いいたします。

渡辺 昌 110ページのことばとところの相談室についてなのですけれども、相談状況といえますか、利用状況について教えてください。

ことばとところの相談室主幹 それでは、昨年度の大まかな相談状況、相談対応状況についてお伝えいたします。まずは、教育相談といまして、ことばとところの相談室に来室して、主に親子でなのですけれども、来室して相談を行ったり、または支援や指導、お子さんへの支援や指導を行ったりする業務なのですけれども、昨年度は全員で

251名の利用がありました。主には幼児のほうで158名、小学生のほうで61名、中学生31名となっております。主な相談内容や支援内容につきましては、言語発達の遅れや発音等への支援、それから例えば落ち着きがないだの、あと集団の中になかなか入っていけないようなお子さんたちへの支援や指導を行っております。また、そのほかに、当相談室のほうに来室するのではなく、こちらから、保育園や小学校、中学校等の先生方から依頼を受けて、園や小学校へお子さんの様子を見に伺わせていただいております。それにつきましては、昨年度は全施設合わせまして172名のお子さんについて相談を、先生方に対応についてお伝えしたり、アドバイスしたりしております。そのほかは、各園や小学校等での研修に講師として伺ったり、または相談室での主催の研修会も、年に1度ですが、小学校の先生や保育園、幼稚園の先生方向けの研修会を行っております。以上です。

渡辺 昌 その利用者数の増減というのはどんな感じになっていきますでしょうか。

ことばとこころの相談室主幹 令和4年から令和6年に関してはほぼ横ばいです。少し減ってはおりますが、ただし回数的には、1人のお子さんが、例えばですが、月に1度利用される方もいれば、月に2回、週に1回の頻度で利用される方もおまして、頻度としては減少傾向ではありません。

渡辺 昌 すみません、勉強不足なので教えていただきたいのですが、例えば子育て支援センターとか、子育てに関する相談をすると、市内幾つかあると思うのですが、そういう施設とことばとこころの相談室の施設の性格というのですか、役割というのは、今の説明を受けると多少違うのは何となく分かりましたけれども、明確な役割分担といいますか、年齢的なものなのか、もうちょっと言葉とかの発達も関係するのか、その辺ちょっと説明をお願いいたします。

ことばとこころの相談室主幹 今回の質問に関してですが、私たちことばとこころの相談室においては、お子さんの発達について保護者の方が不安に思っている様子だったり、またはもう明確な障害名がついていらっしゃるお子さんに対しての支援を行っています。ただ、相談室では明確な決まりはないので、子育ての中で困り感があって、お子さんの発達に関しても少し困り感がある方については、まずは来室して相談対応するようにしております。

渡辺 昌 相談内容によっては重なる部分もあるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

ことばとこころの相談室主幹 重なる部分も多少はありますが、子育て支援センター等では主には、お子さんの発達でなくて、例えばですけども、離乳食や成長に関しての困り感や不安等も保護者の方はお話しされていると思います。

長谷川 孝 108ページの、歳入のとき、やまゆり荘というの出てきたのですけれども、多分この老人ホーム運営経費の中にやまゆり荘の経費が入っているというふうに理解しているのですよね。

介護高齢課長 そのとおりであります。

長谷川 孝 それで、このやまゆり荘というのは何年たちますか。

介護高齢課長 やまゆり荘につきましては、建設年が昭和60年でございますので、経過年数で申しますと40年になると思います。

長谷川 孝 2年前にこの運営を民間に任せるといった話がありました。それで、民間がもし現れなかったら、新発田とかそういうところの施設に移ってもらうのだというふうに、当時の課長はそういう話をしたのです。実際この委員会で、それが実際今、入所者が23名ですか、たしか前よりもちょっと増えたような記憶あるのだけれども、実際

考え方は2年前と変わっていないのでしょうかというのをまず聞きたいのですけれども、どうなのですか。

介護高齢課長 やまゆり荘につきましては、今申したとおり建設から40年が経過して、かなり設備も含めて老朽化が進んでおまして、今後その老人ホームをどういうふうにしようかということで検討はいたしております。その中で、新たにまた建て直すというのは恐らく困難だろうということで、例えば民間の事業者によるその養護老人ホームを担ってもらえるかとか、そういうことは今検討をしておるところでございます。その際に、例えば受け入れられる人数とかによりましては、当然収容が全員できるような形であれば一番よろしいのですけれども、もし人数、今入所されている方と新たに設ける老人ホームの定員数のほうが少ないということになると、恐らくその中で入れない方が出てきたときに、例えば介護度が結構高い方もいらっしゃるのです、そうすれば当然御本人の意思というのは大変重要なのですけれども、介護施設のほうに移っていただくというようなこともあるかもしれませんし、またそうでない方につきましては、今委員おっしゃるようにほかの養護老人ホームのほうに移っていただくこともあるかもしれないのですけれども、一応そのようなことで今、今後新たな老人ホームどういうふうにしようかということで考えているところでございます。

長谷川 孝 2年前と全く同じことを今答弁いただいたのだけれども、我々は、利用者はあの施設が最後のとりでなのでないかというような気持ちがあって、何とか村上に残してもらいたいという気持ちがあって、それでそこまで考えているのだったら民間を探してこようということで、新潟へ行って私は事業所の人に会って、何とかそういう事業やりませんかまで話したことがあるのです、実は。それが今の答弁だと、まだ2年前と全く同じ考え方だと、ちょっと何だか不安でならないのですが、いつぐらいつまでにこれ結論出すつもりなのでしょうか。

介護高齢課長 現在の、指定管理お願いしておりますけれども、指定管理のお願いしている期間が令和9年度末まででございます。そこに一つの目途としては考えております。ただ、やはりいろいろな状況、条件がございますものですから、今の時点ではっきりいつということは申し上げられないのですけれども、一応そのようなことで、なるべくそのときに移行できればなということで考えております。

長谷川 孝 今利用されている人が、変なところから話が行って、不安にならないように注意しながら、ぜひともやってもらいたいというふうに思います。お願いします。

第4款 衛生費

(質 疑)

渡辺 昌 130ページが一番下の急患診療所についてなのですけれども、その状況といいますか、変化というか、利用状況の変化とか、その辺のところ、状況について教えてください。

保健医療課長 利用状況につきましては、令和6年度につきましては、日曜、祝日ですけれども、こちらは70回診療を行いまして、患者数は1,379人、1日平均が19.7人となっております。令和5年度が18.5人ということになっておりますので、ほぼほぼ横ばいといいますか、令和5年の5月から5類にコロナが移行しまして、6月から発熱者も対応することになりましたので、令和5年度、令和6年度を見ますと横ばいというか、ちょっと微増はしているのですけれども、大体似たような数字かなと思っています。

が、コロナ前なのですけれども、コロナ前の平成31年は1日平均は23.1人ということになっていきますので、コロナ前に比べますと減少はしております。平日夜間につきましても、令和6年は243回開設しております、患者数が182人、1日平均が0.7となっております。令和5年が1日平均1.0、コロナ前の平成31年が1.8ということですので、こちらも同様に、コロナ前から比べますと、平日夜間もちょっと減少傾向にはあります。

渡辺 昌 あと、村上病院も新しくなったわけですがけれども、そっちの救急とかそういうもの
とこの急患診療所の役割分担といいますか、その辺の何か、どういうふうな感じで
担当課では見ているのか教えてください。

保健医療課長 急患診療所につきましては、一応小児科と内科ということで標榜しておりますので、
小児科と内科に係る疾患、主に発熱だとか、あと体調不良とかにもよるのですけれ
ども、ただ検査機器がないものですので、例えば胸が痛いとかって言われても、レ
ントゲンもないし、できるのは心電図だけということになりますので、そうなりま
すと村上総合病院のほうに行っていただくようなこともありますので、本当に救急
といいますか、本当に簡単になってあれですがけれども、発熱だとか、あんまり検査が
そんなに必要のないものを対応しているような状況ですし、村上総合病院についま
しては救急ということになりますので、救急車対応とか、あと急患診療所で診れな
い、例えばコロナの方で高齢者につきましては、やっぱり専門のほうがいいかなと
いうところで村上総合病院に紹介するケースもあります。

渡辺 昌 今の説明で分かったのですけれども、なかなかその急患、もちろん行く方は具合が
悪くなって行くわけですがけれども、ただ検査機械もないし、そこで症状を治すとい
うか、治療するのに完結できないわけではないですか。結局そこ行って次の日にま
た改めて病院受けたりするというのは、人によっても違うのでしょうかけれども、そ
ういうのが課題ではないかという意見もあるわけですがけれども、その辺については
どのように考えますか。

保健医療課長 実際対応できるのは発熱者だったりとかしますし、あと電話相談というのもやはり
ありまして、電話で相談するケースもあります。今こういう状況でこうなのだけ
ども、薬を飲んでいいかだとか、明日まで様子見ていいかだとか、その辺につい
て電話で問合せが来ることもありますので、それに対して看護師ないしは医師が、こ
うこうこういう状況だから明日まで様子見ていいですよとか、薬は何時間空けたら
また飲んでいいですよとか、そういう専門的な助言が与えられるという場にもな
っておりますので、そういう意味では一つの安心できる材料になるのではないかと
いうふうに思っております。

渡辺 昌 実際中見たことないのですけれども、例えばコロナのときだと、割と中のつくりと
いうのですか、広さというのか、その辺ちょっと改善すべきではないかという意見
がありましたけれども、その辺についてはどのように認識して……

保健医療課長 実際やはり動線的に発熱者と非発熱者を分けられる状況ではないところになっ
ておりますので、年末年始とか、インフルとかコロナが流行している時期は、医師会館
のほうの講堂のほうもお借りしまして、そちらが広いスペースありますので、そ
こを待合室等に利用して診療所を運営しております。

上村 正朗 では、122ページの保健衛生総務費で、1の保健衛生総務経費、下から3つ目のポツ
なのですが、臨床研修医確保支援事業補助金、決算の附属報告書を読ませていた
きますと、「村上総合病院を補助対象者とし、臨床研修医への支援（市の魅力発信

に係る経費及び生活支援に係る経費に対する補助)を行った」というふうに書いてあるのですけれども、具体的にはどんなようなことなのでしょう。

健康医療政策室長 この事業につきまして、物産支援としましては、せっかく村上に来ていただいた、愛着を持っていただきたいということでの特産、村上のサケですとか、お米ですとか、それを臨床研修医に選んでもらって、病院が買って与えて、それに対して補助を市がするというものですし、生活支援というのにつきましては住宅の借上料、アパート代とか、あと車のレンタル料ですとか、村上に赴任する際の赴任旅費に対する補助金を交付しております。

上村 正朗 では、最後、何か渡しきりなのですか、それとも実績に応じた精算みたいのがあるのですか。

健康医療政策室長 これにつきましては、物産については10分の10とか、補助率はありますけれども、結局のところ、その補助率に応じて実績報告を出していただいて、村上総合病院に交付するという形になっております。

鈴木分科会長 すみません、先ほど1番委員からもお話ありました急患診療所のことについてであります。先ほど来、連携した形の中でお互いに、そういう急患のときには診察し、また村上病院の在り方という中には、そこである程度、急患診療所の生い立ちというか、最初はやはり医師会のほうからの輪番制等々でそのところ維持をして今日まで来られました。そして、年月が替わることによって、今度はそこを独自の中で、医師会のバックアップの中でやっておるのですが、その中でやはり村上病院等々にベッドとか、例えば個人の医院から、そこを通じながら打診して、村上病院のほうにベッド依頼というか、そういう入院的なものも含めて紹介等々も、それは医師会との村上病院の先生たちの在り方なのですが、そういうこともあり得る、現状はそういうこともありますでしょうか。

保健医療課長 急患診療所からということでもよろしいでしょうか。やはり急患診療所で診察した結果、ちょっと心不全が疑われるからということで、実際村上総合病院に行ってくださいという形で紹介して、行ったケースもあります、実際のところ。

鈴木分科会長 お互いに1秒を争うようなときになりますと、救急で村上病院のほうの救急を利用されるという方もおられると思うのですが、その間に、やはり軽症であれば受け入れて、そしてその後やはり観察、経過観察も含めて見なければならぬという方もおられると思うので、その辺りも連携した形の中でお互いにしていただければと思っておりますし、部署によっては、整形とかそういうところになると、なかなかそこで治療、あれができないというところがあって、ほかの病院等々に案内かけるということもありますので、その連携も含めまして、ぜひとも医療の関係で一つになって、地域医療も含めましてやっていただければと思っておりますので、その辺りも御指導いただいたり、それぞれしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。大局を構えた形でひとつ言っていたいただければありがたいですが。

保健医療課長 今までもなのですけれども、やっぱり急患診療所と、あと輪番制を取っています村上総合病院、坂町病院につきましては、やはり連携を取りながら、問合せの段階でちょっと急患診療所に対応できないなというケースは、あらかじめ輪番の当番である医療機関を紹介したりとかしていますので、今後も引き続き地域の医療体制を連携しながら運営していければと思っております。

鈴木分科会長 よろしく願いいたします。

保健医療課長 先ほど物価高騰対応重点支援事業としまして、4款の1項1目の備考欄6なのですが、物価高騰対応重点支援事業経費、私先ほど「3医療機関」と言ったのですが、市内の4医療機関ということで、大変申し訳ありません。村上記念病院も対象としておりましたので、4医療機関ということで、大変申し訳ありませんが、修正させていただきます。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

長谷川 孝 空き家対策について、ちょっと意見を述べさせていただきます。村上市では、平成29年と令和4年度に空き家についての調査を行っております。平成29年度の調査では、空き家が1,700件、そして令和4年度の調査では2,199件となっております。多分、それから令和7年、3年後の現在は1年に100件以上空き家が増えているような状態だというふうに推測しますと、2,500件以上が空き家となっているのではないかとこのように思っております。空き家の中で管理不全な空き家とかという、危険な空き家とかは別にしまして、今すぐにでも住めるような空き家が非常に多くあります。それらを活用していかないと、そのまま空き家にしておく、もしくはそれを更地にするとかってなりますと、非常に地域の活力が失われていくのではないかとこのように危惧されます。そこで、いろいろ調べてみましたら、地域の自治会やまちづくり協議会が中心となって安価で住める状況で整備しているところとか、地域の空き家の登録、安価で貸し出す仕組みを自治会やまちづくり協議会が運営、所有者と借手のマッチングや管理、支援を可能にしているところとか、いろいろなやり方で宅建業者とか入らなくてもそのマッチングしているような先進地も数多くあります。村上市も活用できる空き家をそのままにしておかないで、いろいろな形で自治会とかまちづくり協議会を通して何とか1軒でも2軒でも有効活用をされるような仕組みづくりを本市に求めるべきなのではないかというふうにつくづく感じましたので、意見を言わせていただきました。以上です。

上村 正朗 自由討議ですから、考えを、あんまりふだんしっかり考えていない、考えていないと言ったらあれですけども、なかなか不十分な分野ではありますけれども、今の空き家対策という、どちらかという壊すか売るか本格的に貸すかというところなのかなと思いますので、今長谷川委員がおっしゃったように、そういうところでなくても、本当にもうちょっと気軽に貸すような、借りてもらうような仕組みを考えるとこれは必要だと思いますけれども、なかなか、それこそ市長がよくおっしゃるように全庁挙げての連携しての話だと思いますので、スケパーで来た人がということになるとやっぱり生涯学習課とか、あと観光課とか、いろんな課が関わることだと思いますので、事務局は市民課になるのかもしれませんが、今までの対策計画よりももうちょっと広げた形で取組を考えるとこれは非常にいいことだと思いますので、私もその方向賛成でございます。ぜひそういう方向で取り組んでいただければと思います。

鈴木分科会長 ぜひともそれは推進していただきながら、空き家対策の一環としましてやはり管理をされて、そして有意義な格好の中で利用者にその場所を提供できるような格好の

中で、まち協とか、やはりお話あったような形の中で行政側も大いに応援をしていただきながら、その辺りができるように進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。移住定住の問題も含めまして、これからやっぱり村上のよいところを皆様にPRしながら、そういうときに、さて住もうといったときにそういうのを利活用ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。それに対しては大いに賛成いたします。お願いいたします。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第95号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のおり認定すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午後 3時27分)